

配偶者からの暴力等を理由に避難している方へ

DV 等で住所地以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。

住所地の世帯がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV 保護命令等と収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から受給することができます。

【支給対象者】

DV 等による避難者については独立した世帯とみなし、住所地以外（市川市内）に避難されている方で、その他の支給要件を満たす場合には、支給対象となります。

以下のいずれかに該当する DV 等により避難中である世帯の世帯主

- 1.世帯全員が令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 2.新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯

※令和3年12月11日以降に DV 等による避難をした方は対象外となります。

※令和3年12月10日時点の住民票が市川市内でも、令和3年12月10日以前から他市区町村に DV 等による避難をし、居住している方は、居住している市区町村での申請となります。

【申請期間】

令和4年2月7日（月曜日）から令和4年9月30日（金曜日）まで

【申請窓口（DV 等による避難中の方のみ）】

市川市多様性社会推進課

市川市市川 1-24-14 階 電話 047-322-6700

受付時間 9:00 から 17:00（平日のみ）